

最近の国際金融情勢について

令和3年11月16日

財務省国際局

IMF世界経済見通しの概要（2021年10月）①

【世界経済見通し】 ※ 括弧内の数字は、本年7月時点の見通しとの比較。

- 世界経済は、**2021年は+5.9%**（▲0.1%pt）、**2022年は+4.9%**（+0.0%pt）の成長となる見通し。2021年の成長率については、先進国の供給制約や、低所得・途上国の感染状況悪化が主因となり、本年7月時点の見通しから下方改定。
- 世界経済の回復は続くが、ワクチンの普及ペースの差や政策対応の違いにより、**経済状況のばらつきは拡大**。パンデミックが続く限り、再度の経済状況悪化や経済への悪影響の長期化のリスクは残る。
- 各国の見通し：**米国の2021年見通しが供給制約や消費鈍化等によって6.0%へ下方改定（▲1.0%pt）**。これを受けて、先進国の2021年の見通しは5.2%に下方改定（▲0.4%pt）されたが、2022年は、ワクチン接種が進み、年前半から力強く回復し4.5%成長を見込む（+0.1%pt）。**日本の2021年の成長率見通しは、緊急事態宣言の影響で2.4%に下方改定（▲0.4%pt）されたが、2022年には回復を見込み3.2%に上方改定（+0.2%pt）**。新興国・途上国の2021年の成長率見通しは、コモディティ輸出国の改善を反映し6.4%に上方改定（+0.1%pt）。ただし、中国の2021年の成長率は、想定を上回る公共投資の縮小を反映し8.0%に下方改定（▲0.1%pt）。
- 米国やいくつかの新興国・途上国において、パンデミックによる需給のミスマッチやコモディティ価格の上昇等の影響で、ここ数か月間、インフレ率が急速に上昇。多くの国では2022年には需給のミスマッチが解消し、パンデミック前の水準に落ち着くと考えられるが、**需給のミスマッチが想定より長引けば、持続的な価格圧力やインフレ期待の上昇を引き起こし、先進国の予想より早い金融正常化につながる可能性**。

（注）見通しの仮定（ベースライン）

- **先進国といくつかの新興国は2021年中に、ほとんどの国で2022年末までに、ワクチンが広く普及**。効果的かつ的確な予防措置とワクチンや治療へのアクセスの改善により、**2022年末までに入院者数や死者数は全ての国で低水準に**。
- 安定的な金融環境が継続。**主要先進国の中銀は、いくつかの中銀がテーパリングを開始しているものの、2022年後半まで政策金利を据え置くことを想定**。

IMF世界経済見通しの概要（2021年10月）②

【リスク】

- 経済の**不確実性は引き続き高く、成長に対するリスクは下方リスクの方が大きい。**
 - 下方リスク：より高い感染力・致死率の変異種の出現、需給のミスマッチ長期化や予想より早い金融政策の正常化 等
 - 上方リスク：ワクチンの供給・普及の加速、パンデミックによるオートメーション進展等による生産性向上 等

【政策対応】

- 経済状況のばらつきや下方リスクに対処するためには、**多国間レベルと国レベルの政策対応の両方が重要。**

多国間レベル

- **ワクチンの供給を加速**し、人命を救うとともに重症化リスクや新たな変異種の出現を防ぎ、経済回復を加速すべき。2021年末までに少なくとも人口の40%、2022年の年央までに70%の人口にワクチン接種を完了することを提言。
- **気候変動はグローバルかつ多様な側面を持つ課題**であり、よく調整された政策対応を行うことが必要。

国レベル

- **財政政策**：感染症を終結させることを優先すべき。**保健分野への支出（ワクチン、検査、治療）やコロナ対策により最も影響を受けた家計や企業への緊急支援が優先。**感染状況が収束した後は、**財政余地の範囲内で、経済回復や未来への投資に重点を移していくべき。**財政余地がより限られる国は、補助金の対象を限定すること等によって財政余地を確保すべき。このような国に対する国際協力も重要。
- **金融政策**：**インフレ期待の上昇や持続的な物価上昇に関する具体的なリスクが存在する場合には、早期の対応が必要。**中銀が雇用の最大化と物価安定のデュアル・マンデートを持つ場合には、インフレ期待の上昇リスクに対しては、雇用回復が遅れることが予測される場合でもなお、金融の引き締めを行うべきであろう。

IMFによる世界経済見通しの推移（2021年10月）

（対前年比GDP成長率、単位：%）

	2020					2021					2022				
	21.04 時点	21.07 時点	21.10 時点	21.04 との差	21.07 との差	21.04 時点	21.07 時点	21.10 時点	21.04 との差	21.07 との差	21.04 時点	21.07 時点	21.10 時点	21.04 との差	21.07 との差
日本	▲ 4.8	▲ 4.7	▲ 4.6	0.2	0.1	3.3	2.8	2.4	▲ 0.9	▲ 0.4	2.5	3.0	3.2	0.7	0.2
米国	▲ 3.5	▲ 3.5	▲ 3.4	0.1	0.1	6.4	7.0	6.0	▲ 0.4	▲ 1.0	3.5	4.9	5.2	1.7	0.3
ユーロ圏	▲ 6.6	▲ 6.5	▲ 6.3	0.3	0.2	4.4	4.6	5.0	0.6	0.4	3.8	4.3	4.3	0.5	0.0
ドイツ	▲ 4.9	▲ 4.8	▲ 4.6	0.3	0.2	3.6	3.6	3.1	▲ 0.5	▲ 0.5	3.4	4.1	4.6	1.2	0.5
イタリア	▲ 8.9	▲ 8.9	▲ 8.9	0.0	0.0	4.2	4.9	5.8	1.6	0.9	3.6	4.2	4.2	0.6	0.0
英国	▲ 9.9	▲ 9.8	▲ 9.8	0.1	0.0	5.3	7.0	6.8	1.5	▲ 0.2	5.1	4.8	5.0	▲ 0.1	0.2
先進国計	▲ 4.7	▲ 4.6	▲ 4.5	0.2	0.1	5.1	5.6	5.2	0.1	▲ 0.4	3.6	4.4	4.5	0.9	0.1
アジア	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 0.8	0.2	0.1	8.6	7.5	7.2	▲ 1.4	▲ 0.3	6.0	6.4	6.3	0.3	▲ 0.1
中国	2.3	2.3	2.3	0.0	0.0	8.4	8.1	8.0	▲ 0.4	▲ 0.1	5.6	5.7	5.6	0.0	▲ 0.1
インド	▲ 8.0	▲ 7.3	▲ 7.3	0.7	0.0	12.5	9.5	9.5	▲ 3.0	0.0	6.9	8.5	8.5	1.6	0.0
新興国計	▲ 2.2	▲ 2.1	▲ 2.1	0.1	0.0	6.7	6.3	6.4	▲ 0.3	0.1	5.0	5.2	5.1	0.1	▲ 0.1
世界計	▲ 3.3	▲ 3.2	▲ 3.1	0.2	0.1	6.0	6.0	5.9	▲ 0.1	▲ 0.1	4.4	4.9	4.9	0.5	0.0

G20財務大臣・中央銀行総裁会議（10月13日 於：ワシントンDC）の成果について

- イタリア議長の下、7月のベネチアに続く対面会合。パンデミック対応や国際課税、低所得・脆弱国支援などの世界経済の諸課題への対応を議論。日本からは、財務大臣の代理として神田財務官、黒田日銀総裁が出席。

G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（10月13日公表）のポイント

- 【世界経済】世界経済の回復は強固なペースを継続。ただし、各国間・各国内で大きな差異があり、変異株拡大等の下方リスクが存在。金融の安定と長期的な財政の持続可能性を維持しつつ、最も影響を受けた人々や不平等に対する悪影響に対処するため、必要とされる間は、全ての利用可能な政策手段を用いるとの決意を再確認。
- 【国際課税】 G20として、BEPS包摂的枠組みによる最終的な合意を支持。2023年に新たな課税ルールが発効することを確保するため、多国間協定等を迅速に策定することを要請。
- 【コーポレート・ガバナンス】「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」の見直しを期待。
- 【気候変動】 気候変動から生じるマクロ経済リスクや、気候変動対策のマクロ経済・分配面の影響に関する分析を期待。グリーンで持続可能な経済社会を金融面から支えるサステナブル・ファイナンスに関するロードマップを承認。
- 【低所得・脆弱国支援】
 - IMFを通じた脆弱国支援：「貧困削減・成長トラスト」（低所得国向け無利子融資）の融資能力を拡充。IMFに対して、パンデミック・気候変動等のリスクに対応する「強靭性・持続可能性トラスト」の新設を要請。
 - 低所得国の債務問題：債務救済に関する「共通枠組」を適時に実施するための取組を強化し、債務国に一層の確実性を与え、IMF等の資金支援の迅速な提供を促進。債務の透明性の向上に引き続き取り組むことを確認。
- 【国際保健】途上国のワクチン等へのアクセス・現場での提供の加速をはじめ、パンデミックの可能な限り早期の制御のため引き続き協働。将来のパンデミックへの備え・対応の強化のため、10月29日のG20財務大臣・保健大臣合同会合で財務省・保健省間の連携を改善するための具体的な提案を議論。
- 【金融セクター】MMF(投資ファンド等のノンバンクが提供する金融商品の一種)の強靭性強化のための政策オプションや、金融技術革新に関するFSB（金融安定理事会）の報告を承認。

G20首脳会合（10月30、31日 於：ローマ）の成果＜財務トラック関係＞

- イタリア議長の下、パンデミック対応や脆弱国支援、気候変動、国際課税などの世界経済の諸課題への対応を議論。日本からは、岸田総理がオンラインで出席。現地では、鈴木外務審議官と神田財務官が出席。

G20首脳宣言（10月31日公表）のポイント＜財務トラック関係＞

【世界経済】世界の経済活動は**強固なペースで回復**。ただし、**各国間・各国内で大きな差異**があり、**変異株拡大等の下方リスク**が存在。金融の安定と長期的な財政の持続可能性を維持しつつ、**最も影響を受けた人々や不平等に対する悪影響に対処**するため、**必要とされる間は、全ての利用可能な政策手段を用いる**との決意を維持。

【国際保健】財務省・保健省の間の連携体制の発展、パンデミックへの予防・備え・対応のための資金の効果的な管理等を目的として「**G20財務・保健合同タスクフォース**」を設立。パンデミックへの予防・備え・対応につき適切かつ持続的な資金調達を確保するための、金融ファシリティ設立の方途について、2022年の初頭までに作業・報告。

【脆弱国支援】

- **IMFを通じた脆弱国支援**：SDR(特別引出権：米ドル等に交換可能)の自発的融通を通じた脆弱国支援について、**世界合計で1000億ドルを自発的に貢献**するという野心に向けた最近のプレッジを歓迎。IMFに対して、**パンデミック・気候変動等のリスクに対応する「強靱性・持続可能性トラスト」の新設**を要請。
- **低所得国の債務問題**：債務救済に関する「共通枠組」を**適時に実施するための取組を強化し、債務国に一層の確実性**を与え、IMF等の資金支援の迅速な提供を促進。**債務の透明性の向上**に引き続き取り組むことを確認。

【気候変動】気候変動によるマクロ経済リスクや、**気候変動対策のマクロ経済・分配面の影響**に関する分析の重要性に同意。グリーンで持続可能な経済社会を金融面から支える**サステナブル・ファイナンスに関するロードマップ**を承認。海外の新しい排出削減対策が講じられていない石炭火力発電に対する国際的な公的資金の提供を2021年末までに終了。

【国際課税】**BEPS包摂的枠組みによる最終的な合意は歴史的な成果**。2023年に新たな課税ルールが発効することを**確保**するため、多国間協定等を迅速に策定することを要請。

【コーポレート・ガバナンス】「**G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則**」の見直しを期待。

新たな国際課税ルールについて

課題

- 市場国に物理的拠点（PE：Permanent Establishment）を置かずにビジネスを行う企業の増加
 - 現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得へ課税できるため、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
 - 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
 - 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。



- 2015年の「BEPS最終報告書」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題（法人課税）について、作業を進めることに合意。
※ BEPS：Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転）
 - OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」（現在は約140か国・地域が参加）において議論が進められ、本年10月8日、2つの柱による解決策に合意。
 - 第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）：2022年に多国間条約策定、各国国内法改正、2023年の実施が目標。
第2の柱（グローバル・ミニマム課税）：2022年に各国国内法改正、2023年（一部は2024年）の実施が目標。
- ⇒いずれも、我が国は令和5年度改正以降の税制改正を予定。

経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意の概要（2021年10月）

OECD/G20 BEPS包摂的枠組み（IF）における合意

- 2つの柱からなる解決策について、7月の大枠合意で残された論点を含め、詳細な実施計画とともに合意。

※BEPS包摂的枠組みに参加している141か国・地域のうち、137か国・地域が合意に参加（11月4日時点）

【第1の柱】

- 課税対象は、全世界売上が200億ユーロ（約2.6兆円）超、かつ、利益率が10%超の多国籍企業。売上閾値について条約発効7年後にレビューを行い、円滑な制度の実施を条件として100億ユーロ（約1.3兆円）に引下げ。
 - ※ 上記閾値を満たすセグメントがある場合には、例外的にセグメント単位で課税。
- 売上の10%を超える超過利益の25%を売上等に応じて市場国に配分。
- 義務的・拘束的な紛争防止・解決メカニズムを導入。
- 第1の柱を実施するために今後策定する多国間条約において、全ての企業に対する全てのデジタルサービス税等を廃止し、将来にわたり導入しないことを定める。
- 実施目標：2022年多国間条約策定、2023年から実施。

【第2の柱】

- 最低税率（実効税率ベース）は、15%。
- 対象所得から、有形資産（簿価）と支払給与の5%を除外（当初10年間は特例措置あり）。
- 米国GILTI（米国外軽課税無形資産所得）税制との共存の条件を検討。
- 実施目標：2022年各国国内法改正、所得合算ルールは2023年、軽課税支払ルールは2024年から実施（導入は各国の任意）。

IMFを通じた脆弱国支援

背景

- 新型コロナが経済に深刻な影響を与える中で、米ドル等の「外貨準備」に対する需要が増加。
- このため、IMF（国際通貨基金）は、本年8月、**米ドル等に交換可能なSDR**(Special Drawing Rights:特別引出権)を6500億ドル**追加発行**。ただし、**SDRは**、IMFの全加盟国へ出資割合に応じて分配されるため、**低所得国に回るのは全体の約3%のみ**。
- SDR分配による支援効果を高めるため、**先進国・新興国に新規に配分されたSDRの一部を、低所得国等に自発的に融通（チャネリング）する仕組み**を検討中。

G20首脳会合の主な成果

- 6月のG7首脳コミュニケで表明した、SDRチャネリングによって**世界合計で1000億ドルを自発的に貢献するという野心**がG20首脳宣言でも言及。
- IMFによる**低所得国向け無利子融資の拡大に向けた各国の貢献を歓迎**。
 - ※ 日本は、10月13日のG20財務大臣・中央銀行総裁会議で貢献を表明済(融資原資約40億ドル(昨年、将来貢献するとした約26億ドル含む)、利子補給金に約8,000万ドル)。
- IMFに対して、**パンデミック・気候変動等のリスクに対応する「強靱性・持続可能性トラスト」の新設**を要請。

(参考) IMFのSDR (Special Drawing Rights : 特別引出権) の新規配分について

- SDR新規配分は8月2日に総務会で承認され、8月23日に実施。
 - ✓ 新規配分の総額は6,500億ドル (配分額は出資額に比例 : 先進国約58%、新興市場・途上国約39%、低所得国約3%) 。
- SDRの使用についての**透明性と説明責任を強化**するための新たな措置を導入。
 - ✓ 加盟国のSDR取引・保有量を、詳細な形で定期的に対外公表。
 - ✓ SDR使用の政策指針となるガイダンス・ノートを作成・公表。
 - ✓ 新規配分の2年後に、SDRが各国でどのように使用されたかについて、分析レポートを作成。
- **脆弱国・低所得国を支援**するために、**先進国等が自国に配分されたSDRを自発的に融通する選択肢 (SDRチャネリング)** について検討中。
 - ✓ 6月のG7サミットでは、世界合計で1,000億ドル分のSDRを脆弱国・低所得国に融通するとの野心に合意。
 - ✓ 10月中旬のIMF年次総会 (G20財務大臣・中銀総裁会議、国際通貨金融委員会) では以下の点に合意。
 - **貧困削減・成長トラスト (PRGT)** : IMFが低所得国に譲許的融資を行うための信託基金) を拡充。
 - パンデミック・気候変動等のリスクに対応するため、IMFのマネートと整合的な形で、新たに**強靱性・持続可能性トラスト (RST)** を設立することをIMFに要請。
 - ✓ 10月末のG20サミットでは、世界合計で1000億ドルを自発的に貢献するという野心に向けた最近のプレッジを歓迎。また、PRGTの拡充に向けた作業を歓迎し、IMFに対してRSTの設立を要請。

G7が策定した中央銀行デジタル通貨（CBDC）の「原則」

G7財務大臣・中央銀行総裁会議（10月13日）において、各国がCBDCの検討を行う上での「原則」に合意。幅広い公共政策上の課題について、中央銀行と財務省が協働し、G7内外における検討の指針を示すもの。主な項目は以下。

- ✓ **通貨・金融システムの安定**：中銀の金融政策や銀行の金融仲介を阻害しない設計
- ✓ **法的・ガバナンスの枠組**：透明性・法の支配・健全な経済ガバナンスに基づく制度設計
- ✓ **データプライバシー**：個人情報保護・利用についての高度な説明責任と透明性の確保
- ✓ **サイバーセキュリティ**：サイバーリスクや不正リスク等に対する強靱性
- ✓ **マネロン・テロ資金対策**：FATF基準の遵守等による不正な金融への利用の防止
- ✓ **波及効果**：他国の通貨主権や金融システム安定への配慮
- ✓ **金融包摂**：金融サービスへのアクセスの改善による格差の是正
- ✓ **国際開発**：開発援助に利用する際の動機の透明性確保

背景

- 日本は、かねてから**ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ**^(注)の重要性を指摘するとともに、その実現のためには資金面の手当てが不可欠として、**財務大臣と保健大臣の連携の強化**を提唱。

(注) 全ての人々が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを支払い可能な費用で受けられる状態

- **2019年G20大阪サミット**で、初の「**G20財務・保健大臣合同会議**」を開催。
- 新型コロナウイルス感染症が流行する中で、ワクチンや医療機器の開発・調達・普及で目詰まりが生じるなど、既存の国際保健システムのガバナンス・ファイナンス双方の脆弱性が露呈。
- G20首脳会合に先立って、財務・保健大臣合同会議を開催し、足元の新型コロナウイルス感染症への対応や、将来のパンデミックへの予防、備え、対応（PPR）等について具体策を議論。

G20首脳会合の主な成果 ※財務・保健大臣合同会議の議論を反映

- 全ての国において**2022年半ばまでにワクチン接種率70%**を達成するという目標に向けて途上国支援を継続することを確認。
- ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成するためのコミットメントを再確認。
- 将来のパンデミックへのPPRに向け、財務・保健当局の連携強化等を目的とした「**G20 財務・保健合同タスクフォース**」の設立に合意。

※ 首脳会合で、タスクフォースは、パンデミックへの予防・備え・対応につき適切かつ持続的な資金調達を確保するため、金融ファシリティ設立の方途について、2022年の初頭までに作業・報告することとされた。

第3回G20財務・保健大臣合同会議（10月29日 於：イタリア・ローマ）

- G20財務大臣・保健大臣合同会議世界保健機関（WHO）の世界ワクチン接種戦略において推奨されているように、全ての国において、**2021年末までに少なくとも人口の40%、また2022年半ばまでに人口の70%にワクチンを接種**するという世界全体の目標に向けて前進するために、我々は開発途上国におけるワクチンや必要不可欠な医療製品・原材料の供給を後押しし、関連する供給や資金調達の制約を取り除くための措置をとる。
- 我々は、各国の保健システムをより包摂的で強靱なものに強化し、医療サービスへの普遍的なアクセスを確保し、全てのレベルで質の高い医療を実現するためにプライマリ・ヘルス・ケアに焦点を当てることにより、健康的で持続可能な回復を促進することにコミットするとともに、「**途上国におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）ファイナンスの重要性に関するG20 共通理解**」に対するコミットメントを含めてUHCの実現にコミットする。
- 我々は、PPRのための資金調達が、より適切で、より持続可能で、より調整されたものでなければならず、また**既存の多国間資金メカニズムを適切な組み合わせで動員**して潜在的な資金ギャップに対処するとともに、**新たな資金メカニズムの設立を検討**することを含め、保健と財務の政策決定者間の継続的な協力を必要とすることを認識する。
- 我々は、パンデミックPPRに関係する課題についての対話と国際的な協力の強化、経験とベストプラクティスの交換の促進、財務省と保健省の間の連携体制の発展、共同行動の促進、国境を越えて影響を及ぼす健康危機の評価と対処、及びパンデミックPPRのための資金の効果的な管理の奨励を目的として、「**G20財務・保健合同タスクフォース（タスクフォース）**」を設立する。タスクフォースは、**財務省と保健省の間の連携体制のオプションを策定**する。タスクフォースは当初、2021年と2022年の**G20議長国が共同で議長**を務める。タスクフォースは、**2022年初めに保健大臣及び財務大臣に報告**し、世界銀行の支援を受けWHOに事務局を置く。我々は、タスクフォースに対し、**当面のロードマップに合意し、事務局を任命するため、2021年末までに開始**するよう要請する。

(参考) UHCファイナンス (G20財務トラックの取組)

これまでの取組

2017年12月:UHCフォーラム (日本、世銀、WHO等共催)

各国政府や援助機関 (WHO・世銀等) による連携強化等についてまとめた東京宣言を発表。

2018年4月:UHC財務大臣会合

IMF・世銀春総会の主要イベントとして開催し、保健大臣と財務大臣の連携の重要性について共有、確認。

G20における議論

2019年6月8-9日:G20財務大臣・中央銀行総裁会議 (於:福岡)

「途上国におけるUHCファイナンスの強化」が主要課題の一つ。UHCの達成に向けた健全で持続可能な保健財政システムの重要性等に関する共通理解文書へのコミットメントを確認。

2019年6月28日:G20財務・保健大臣合同セッション (於:大阪)

G20大阪サミットに付随して開催。両大臣による合同セッションは、G20で初の試み。UHCの達成に向けた財務・保健当局の連携の重要性等について議論し、上記共通理解文書へのコミットメントを確認。

2020年9月17日:G20財務・保健大臣合同会議 (テレビ会議)

サウジ議長下で開催。新型コロナ感染症を受け、パンデミックへの備え・対応の文脈で、上記共通理解文書へのコミットメントを再確認。本会議の成果はG20行動計画としてまとめられサミットに提出、首脳宣言に盛り込まれた。

共通理解文書 (概要)

途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解文書 (2019年6月)

- 背景
- UHCは持続可能な経済成長の基礎となる人的資本の形成に貢献
- UHCの達成に向けた強固な保健財政制度の構築にあたって、途上国が直面する課題を整理
- ポイント
- 経済発展の早い段階における取組の重要性
- 国内資金を主な財源とした保健財政制度の設計
- 国内資金を補完する形での国外資金の活用
- 費用対効果があり、かつ公平な保健システムの構築
- 保健危機への事前の備え・対応
- 組織的なキャパシティの構築
- 民間セクターの活用
- 財務当局の役割と保健当局との連携

低所得国の債務問題

背景

- 債務状況の悪化した途上国に対する債務救済は、これまで、**先進国を中心**とする債権者会合である「**パリクラブ**」が**主導**。しかし、近年、中国が途上国向け融資を拡大し、最大債権者になる中、**中国を巻き込んだ債務救済が目下の課題**。

(注) **中国の融資契約には情報開示や公平な債務救済を妨げる条項など、不透明・不公平**。返済が滞った債務国の**資源・インフラ等の権益を取得する例も存在（債務の罣）**。

- 2020年11月、**中国を含むG20**は低所得国向けに**債務救済を行う際の「共通枠組」**を承認。
- チャド、エチオピア、ザンビアの3カ国が「共通枠組」の下での債務救済を要請。現時点で、**債務救済は未実施の状況であり、プロセスの迅速化が不可欠**。

G20首脳会合の主な成果

- 「共通枠組」を**適時に実施するための取組を強化**し、**債務国に一層の確実性**を与え、IMF等の資金支援の迅速な提供を促進することに合意。
- 日本は、かねてより、低所得国の**債務状況の透明性を高める必要性を強調**。
⇒ 首脳宣言では、**債務データの質・整合性の強化に向けた作業を期待する旨、言及**。

(参考) 中国の融資契約の特徴 (研究機関レポート)

- **2021年3月、米研究機関を中心とする研究団体が、中国が外国政府と締結した融資契約を分析したレポートを公表。**
※本レポートは、AidData (米William and Mary大に拠点を置く研究機関)、Kiel Institute (独シンクタンク)、Center for Global Development (途上国開発支援を専門とする米シンクタンク)、米ピーターソン国際経済研究所による共同研究。
※本研究では、債務国側で公開されている情報に基づき、中国輸出入銀行 (76件)、中国国家開発銀行 (CDB) (8件)、中国の民間金融機関等 (16件)が、過去約20年に亘り、24か国の外国政府と締結した計100件の融資契約 (延べ366億ドル (約4兆円)) をサンプルとして分析。
- **情報開示や公平な債務救済の実施を妨げる条項等、中国にとって有利となる契約条項が含まれていることが判明。**

《特徴 1 : 秘密保持条項》

- 契約に関する情報開示を禁止する秘密保持条項が存在 (融資契約のサンプル中、CDBの全契約、中国輸銀の約4割の契約で確認)。秘密保持条項は他の官民債権者の契約にも一般的に存在するが、中国が課す守秘義務の対象範囲は広く、契約の存在すら情報開示を禁じる例も存在。

《特徴 2 : No Paris Club条項》

- 中国からの債務をパリクラブ (主要債権国会合) の債務救済の対象には含めないことや、中国に対してパリクラブと同等の条件での債務救済を求めないことを債務国に対し要請する「No Paris Club条項」が存在 (サンプル中、CDBの約4割の契約、中国輸銀の約8割の契約で確認)。

《特徴 3 : 実質担保条項》

- 中国は返済を確保するために、債務国に対して、エスクロー口座等の指定口座に資金を入金し、かつ、融資期間中に一定の残高を維持することを義務付ける方法を多用 (サンプル中、CDBの7割強の契約、中国輸銀の約2割の契約で確認)。一部のCDBの契約では、債務者には当該口座からの自由な出金を認めない一方、CDBは自由に口座残金と債権の相殺が可能と規定。

《特徴 4 : 契約解除や債務不履行に関する条項》

- 当該融資と無関係の政治経済情勢を理由に (例：中国と債務国政府の外交関係断絶、他の中国企業に不利となる行為が確認された場合等)、債務不履行の宣言や融資契約の解除を可能とする条項が存在 (サンプル中、CDB及び中国輸銀の全契約で確認)。

(参考) 中国の「一帯一路」構想における融資の実態 (研究機関レポート)

● 2021年9月、米研究機関が、中国の「一帯一路」構想における融資の実態を分析したレポートを公表。

※本レポートは、AidData (米William and Mary大に拠点を置く研究機関) が、過去18年間 (2000~2017年) に中国が締結した、計165か国に渡る13,427件の融資契約 (8,430億ドル (約93兆円)) を集計した自社データベースをもとに分析。

● 「一帯一路」構想以降、融資規模が拡大した背後に、担保付融資の活用や大規模な「隠れた債務」の存在が判明。

《2013年に立ち上げた「一帯一路」構想 (BRI) 以降の融資》

- 中国は「一帯一路」構想 (BRI) 以降、融資規模を拡大。年平均320億ドル (2000-12年) → **850億ドル** (2013-17年) ※ **約2.7倍増**、米国の**2倍超**
- 政策銀行の**中国国家開発銀行 (CDB)** 及び**中国輸出入銀行**に加え、国営商業銀行の**中国銀行**、**中国工商銀行**、**中国建設銀行等**もBRIを推進 (中国は、商業ベースの貸付を行うCDBを公的債権者ではないと整理する一方、CDBが政府の政策実現のために譲許的な貸付を行うケースも存在)。
- BRIプロジェクトの**35%**で**汚職、労働法違反、環境汚染、抗議活動が発生**。累積債務への懸念等から、途中で中止されるケースも増加。

《担保付融資の活用》

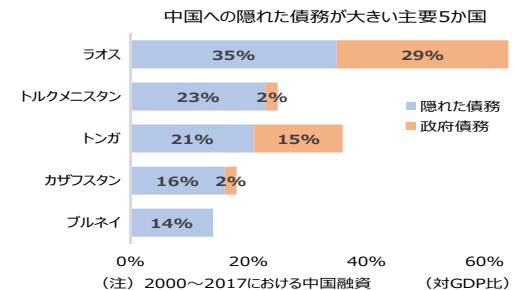
- 中国は**将来の資源輸出の収益等を担保とした融資を多用** (CDB融資の7割が担保付。BRI以降、国営商業銀行も担保付融資を拡大)。特に汚職等のガバナンスの問題や返済リスクの懸念を抱える国 (ベネズエラ、トルクメニスタン等) への活用が顕著。

《「隠れた債務」の存在》

- 中国融資は、借入国側の特定目的会社 (SPV) や国有銀行、国有企業、民間企業向けが増加 (BRI以降の融資の68%)。デフォルトの際、借入国政府が最終負担せざるを得ないグレーゾーンのケースが存在。これらは公式な政府債務として報告されず (こうした「**隠れた債務**」は**3,850億ドル (約44兆円)**、**低中所得国のGDP比約5.8%**を占める)。

(ラオスの事例)

「中国ラオス高速鉄道プロジェクト」の総工事費は、両国出資のSPVからの出資 (4割) と中国輸出入銀行からの融資 (6割、ラオス政府保証なし) で調達。事業が不採算となった場合でも、中国への返済資金をラオス政府が最終負担せざるを得ない可能性。



気候変動

■ **COP26**（英主催）に向け、気候変動分野のファイナンス面の取組が進展：

- ① **気候資金**：途上国支援のため、先進国全体で、2020年に**官民合わせて年間1,000億ドルの資金を動員**し、その水準を2021～25年まで継続することを公約。
⇒ 本年6月、5年間で官民合わせて約600億ドルの支援を行うことを表明。更に、COP26に参加した**岸田総理から、最大100億ドルの追加支援を行う用意**があることを表明
- ② **世銀等**：世銀等の国際開発金融機関のエネルギー支援について、日本は、**新規の石炭火力支援を停止するとの方針を支持**。**天然ガス支援**を含む、温室効果ガスの排出削減のための現実的な支援を行う**必要性を強調**。（次ページ参照）
- ③ **民間資金動員**：**気候変動が企業財務にもたらす影響の開示を強化**。日本も、上場企業に国際的枠組みに基づく開示を求めるとともに、**高排出産業の脱炭素化への着実な移行（トランジション）へのファイナンス**の重要性を主張。
- ④ **カーボンプライス**：排出されるCO₂に価格付けをし、排出削減を促す政策。**今後、国際的な議論が本格化**する見込み。

（参考）G20首脳宣言のポイント ※財務トラック関係

- グリーンで持続可能な経済社会を金融面から支える**サステナブル・ファイナンスに関するロードマップ**を承認。
- 海外の新しい排出削減対策が講じられていない石炭火力発電に対する国際的な公的資金の提供を2021年末までに終了。

国際開発金融機関（MDBs）を通じた途上国の気候変動対応への支援

MDBsのエネルギー支援に係る日本提案（10月15日公表）の概要

- 国際社会全体として1.5℃目標を達成するためには、途上国、とりわけ主要排出国において温室効果ガスの最大限の排出削減を推進する必要。
 - この観点から、MDBsに対し、以下を要請。
 - ① **各途上国においてパリ協定に沿ったエネルギー計画等の策定を支援**すること。その際、**所得水順の高い国にはより高い目標の設定を求めるとともに**、エネルギー計画等と整合的でない事業の実施を抑制するよう各国に求めること。
 - ② 個別プロジェクトについては、**当該国の実情を踏まえ、温室効果ガスの排出抑制に最も寄与する方策で、当該国のエネルギー計画等と整合的であるものを支援**すること。
- ※ 天然ガスであることを理由に支援を行わないことは、却って温室効果ガスの排出を増加させかねず、不合理。
※ 新規の石炭火力プロジェクトを支援しないとのMDBsの判断を支持

MDBsによる脱炭素化支援のための資金協力の枠組み

世界銀行「グリーン・テクノロジー・ファンド（CTF）」

- CTFは、途上国の気候変動対策支援のための基金（2008年に設立。日本は英、米に次ぐ第3位の拠出国）。
- 日英米が中心となり、**途上国における石炭からの移行を支援**するため、過去のCTF融資の返済資金を再利用する**新たな仕組み（CTF Capital Market Mechanism）をCOP26で立上げ**。
- CTFの立上げに際して発表されたプレスリリースにて、イエレン米財務長官、スナク英財務大臣とともに、鈴木大臣から歓迎する旨のコメントを発出。

アジア開発銀行「エネルギー・トランジション・メカニズム」

- アジア開発銀行は、途上国における**石炭火力から再生可能エネルギーへの移行を支援**する「エネルギー・トランジション・メカニズム」の立上げをCOP26で発表。
- 資金貢献国と民間セクターから集めた資金を活用して、**石炭火力発電所の稼働停止の前倒しと再生可能エネルギーへの投資**を推進。最初の支援対象国はインドネシア及びフィリピン。
- 日本は、**最初の資金貢献国として2,500万ドル（約27億円）の拠出を表明**。